

横浜市駐車場条例施行規則の一部改正（令和8年9月1日施行予定） 新旧対照表

※改正案に記載の表記は、改正の公布までに規定の趣旨が変わらない範囲で修正される可能性があります。

現 行	改 正 案	改正内容
<p>(駐車施設等の附置の特例に関する基準)</p> <p>第2条 (本文省略)</p> <p>2 (本文省略)</p>	<p>(駐車施設等の附置の特例に関する基準)</p> <p>第2条 (本文省略)</p> <p>2 (本文省略)</p> <p><u>3 条例第10条第8項に規定する規則で定める期間は、同条第4項の適用に係る同条第7項の承認を受けた日から起算して5年を経過する日までの間とする。</u></p>	(1)ア
<p>(届出等)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による届出は、駐車施設等を設けようとする建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出するときまでに、<u>附置義務駐車施設等設置変更届出書(第1号様式)及び別表第1に規定する図面(変更の届出の場合は、変更する事項に係る図面に限る。)</u>を市長に提出することにより行わなければならない。</p>	<p>(届出等)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による届出は、駐車施設等を設けようとする建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出するときまでに、<u>次に掲げる事項を記載した届出書及び建築物の付近見取図その他市長が必要と認める図書</u>を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(1) <u>建築物の敷地が属する用途地域</u></p> <p>(2) <u>建築物の位置、用途及び延べ面積</u></p> <p>(3) <u>駐車施設等の位置、駐車台数及び形態</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p>	(1)イ
<p>(承認申請等)</p> <p>第7条 条例第10条第5項の規定による承認の申請は、前条の規定による届出の前に、<u>附置義務駐車施設等設置変更特例承認申請書(第3号様式)、別表第2に規定する図面(変更の承認の場合は、変更する事項に係る図面に限る。)、附置義務駐車施設等使用承諾書(第4号様式。建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者と駐車施設等を設置する者とが異なる場合に限る。)</u>を市長に提出することにより行わなければならない。</p>	<p>(承認申請等)</p> <p>第7条 条例第10条第7項の規定による承認の申請は、<u>次の各号に掲げる承認の区分に応じ、前条の規定による届出の前に、当該各号に掲げる事項を記載した申請書及び建築物又は駐車施設等の付近見取図その他市長が必要と認める図書</u>を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(1) <u>条例第10条第1項から第3項まで又は第6項の規定による特例の承認</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>建築物の位置、用途及び延べ面積</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>駐車施設等の位置、管理者の住所及び氏名、駐車台数並びに形態</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(2) <u>条例第10条第4項の規定による特例の承認</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>建築物の位置、用途及び延べ面積</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>駐車施設等の利用状況</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>承認を受けようとする駐車台数</u></p> <p style="margin-left: 20px;">エ <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(3) <u>条例第10条第5項の規定による特例の承認</u></p>	(1)イ

<p>2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、<u>附置義務駐車施設等設置変更特例の承認不承認通知書（第5号様式）</u>により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、条例又はこの規則の規定による市長の承認等を得るための申請は、前条の規定による届出の前に又は届出と同時に、<u>承認等申請書（第6号様式）及び当該申請の審査に必要な図面等</u>を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認等をし、又は承認等しないことに決定したときは、<u>承認等不承認等通知書（第7号様式）</u>により申請者に通知するものとする。</p>	<p><u>ア 新築する建築物の位置、敷地面積、用途及び延べ面積</u></p> <p><u>イ 承認を受けようとする駐車台数</u></p> <p><u>ウ 除却された建築物の位置、敷地面積、用途及び延べ面積</u></p> <p><u>エ 条例第10条第4項の規定による特例の承認を受けた駐車台数</u></p> <p><u>オ その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、<u>その旨を書面</u>により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、条例又はこの規則の規定による市長の承認等を得るための申請は、前条の規定による届出の前に又は届出と同時に、<u>次に掲げる事項を記載した申請書及び建築物の付近見取図その他市長が必要と認める図書</u>を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p><u>(1) 承認を受けようとする事項</u></p> <p><u>(2) 建築物の位置、用途及び延べ面積</u></p> <p><u>(3) 駐車施設等の駐車台数及び形態</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認等をし、又は承認等しないことに決定したときは、<u>その旨を書面</u>により申請者に通知するものとする。</p>	
<p>(定期報告書)</p> <p>第8条 条例第12条の2の規定による駐車施設等の維持管理の状況についての報告は、<u>定期報告書（第8号様式）</u>を市長に提出することにより行わなければならない。</p>	<p>(定期報告書)</p> <p>第8条 条例第12条の2の規定による駐車施設等の維持管理の状況についての報告は、<u>次に掲げる事項を記載した報告書及び建築物の付近見取図その他市長が必要と認める図書</u>を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p><u>(1) 建築物の位置、用途及び延べ面積</u></p> <p><u>(2) 駐車施設等の位置、管理者の住所及び氏名、駐車台数並びに形態</u></p> <p><u>(3) その他市長が必要と認める事項</u></p>	(1)イ
<p>(新設)</p>	<p><u>(実績報告書)</u></p> <p>第9条 <u>条例第12条の3の規定による駐車施設等の利用状況についての報告は、次に掲げる事項を記載した報告書及び建築物の付近見取図その他市長が必要と認める図書を市長に提出することにより行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 建築物の位置、用途及び延べ面積</u></p> <p><u>(2) 駐車施設等の駐車台数及び利用状況</u></p> <p><u>(3) その他市長が必要と認める事項</u></p>	(1)イ

<p>(措置命令書)</p> <p>第9条 条例第13条に規定する命令は、措置命令書<u>(第9号様式)</u>を交付することにより行うものとする。</p>	<p>(措置命令書)</p> <p>第10条 条例第13条に規定する命令は、措置命令書<u>(第1号様式)</u>を交付することにより行うものとする。</p>	(1)イ
<p>(身分証明書)</p> <p>第10条 条例第14条第2項に規定する証票は、身分証明書<u>(第10号様式)</u>とする。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第11条 条例第14条第2項に規定する証票は、身分証明書<u>(第2号様式)</u>とする。</p>	(1)イ
<p><u>別表第1 (第6条)</u></p> <p><u>(表省略)</u></p>	(削除)	(1)イ
<p><u>別表第2 (第7条第1項)</u></p> <p><u>(表省略)</u></p>	(削除)	(1)イ
<p><u>第1号様式 (第6条)</u></p> <p>附置義務駐車施設等 <u>設置</u> <u>変更</u> 届出書</p>	(削除)	(1)イ
<p><u>第3号様式 (第7条第1項)</u></p> <p>附置義務駐車施設等 <u>設置</u> <u>変更</u> 特例承認申請書</p>	(削除)	(1)イ
<p><u>第4号様式 (第7条第1項)</u></p> <p>附置義務駐車施設等使用承諾書</p>	(削除)	(1)イ
<p><u>第5号様式 (第7条第2項)</u></p> <p>附置義務駐車施設等 <u>設置</u> <u>変更</u> 特例の <u>承認</u> <u>不承認</u> 承認申請書</p>	(削除)	(1)イ
<p><u>第6号様式 (第7条第3項)</u></p> <p>承認等申請書</p>	(削除)	(1)イ
<p><u>第7号様式 (第7条第4項)</u></p> <p><u>承認等</u> <u>不承認等</u> 通知書</p>	(削除)	(1)イ
<p><u>第8号様式 (第8条)</u></p> <p>定期報告書</p>	(削除)	(1)イ
<p>第9号様式 (第9条)</p> <p>措置命令書</p>	<p>第1号様式 (第10条)</p> <p>措置命令書</p>	(1)イ
<p>第10号様式 (第10条)</p> <p>身分証明書</p>	<p>第2号様式 (第11条)</p> <p>身分証明書</p>	(1)イ